

伊能忠敬測量日記より

旧佐伯藩内における

行程及び地名の研究

橋 迫 照

(会員 佐伯市鶴岡町)

同廿七日 曇

同所逗留測(朝の逗留測とあるのは出発前に測量)

先手、両手共七ツ半(五時)出立 後手我ら五人は、津久見村千怒の内千怒崎より始め、日見浦字塩尾ヶ浦(人家なし)・字カムリ(作番一軒)・字芋ノ浦(同上)・津久見浦支配日見浦まで測り先手に合測す。千怒崎より順測一里二十四町六間。

先手坂部ほか四人は、津久見浦支配福良枝浦赤浦人家前より始め、同支配江浦(当時福良浦小庄屋兼帯)同前支配網代浦、此所より峠を横切り六町五十間、同前福良浦・同前日見浦まで測る(赤崎より逆測一里三十二町四十三間)両手共八ツ(十四時)頃に帰宿

同廿八日 晴天

両手共六ツ(六時)前、津久見浦出立、後手我ら五人は、津久見村字赤崎より始め、鳩浦字外ヶ浦(人家あり)荒網代まで順測、赤崎より荒網代まで一里二十一町三十四間、先手坂部ほか四人は鳩浦、二路ノ浦入会い鳩浦枝浦久保泊より始め、同トヂノ浦人家三軒、同字赤崎人家一軒、鳩浦を過ぎ字荒網代にて後手へ合測す。荒網代より鳩浦測点まで十一町四十九間、鳩浦測点より久保

『読み下し』 但し原文をそのまま、読み下しても理解し難いため、整理し簡略にして読み安くした。

文化七(二八二〇)庚午年二月廿五日 夜曇り後雨

先手・後手共九ツ半(十二時)後津久見浦着 止宿は庄屋藤左衛門方、この日佐伯毛利美濃守 浦手役浅沢弘左衛門、同地方役(浦・郡奉行兼役)天谷甚左衛門、止宿へ来る

同廿六日 雨 後曇り夜晴れ

逗留夜間測量す

泊まで二十六町五十四間二尺、合計一里二町四十三間二尺、久保泊より荒網代まで一里二町四十三間、赤浦より久保泊まで両測合せて二里二十四町十七間

両手共九ツ(正午)後鳩浦着、止宿は一向宗東派立法寺、夜また測量す。

同廿九日 晴天

同所逗留、先後手共、七ツ半(五時)後出立乗船、後手我ら四人は落浦字摺木人家五六軒より始め、同雁ノ子人家三軒、高井人家一軒、枝浦大元人家四軒を過ぎ、先手に合測、二十六町四十二間一尺

先手坂部ほか四人は落浦字間脇(人家三軒)より始め、西泊人家四軒を歴て後手と合測、九町三十間二尺、合せて一里十二間二尺、それよりまた手分して、保土崎(保戸島?人家あり)一周を測る、二十八町七間二寸、風波につき見切り五町ばかり、一同八ツ(十四時)頃に帰宿

二月晦日 曇

日蝕観測のため同所に逗留、佐賀関より船頭中谷作太郎・林甚五郎来る。

三月朔日 晴後曇北風

日蝕観測、欠け始め前より黒雲連々と出る。初期観測

は成らず。以後雲間に観測す。

同二日 晴天

同所逗留測、先後手共六ツ(六時)頃出立、後手下河辺ほか三人は久保泊より始め、落浦枝浦深良津浦・字鬼毛人家一軒、落浦本郷・字獅子浦人家五軒・枝浦田浦人家十三軒、字摺木(廿九日測始め)まで測る。一里八町三十五里(間?)、

先手青木ほか三人は落浦字間脇より始め、字高浜人家四、五軒、字大谷人家二、三軒、蒲戸浦字ノウガ内(人家三軒)まで測る、一里十一町十二間五尺、我ら坂部は相残り午中を測る、また江戸への書状を認む。

後手は九ツ(正午)前、先手は八ツ(十四時)前に帰宿、蒲戸浦庄屋平兵衛、福泊浦同与惣兵衛、津井浦同吉吉之丞来る、曆局宛書状この地より佐伯城下に発送す。供侍成田豊作不束なる儀あり此処より長の暇遣わす。翌三日右暇遣わす旨曆局に咎状を發送す。夜また測量。

同三日 晴天

先後手共七ツ半後鳩浦出立、先手我ら五人は、蒲戸浦字ノウガ内より始め、福泊浦字唐人波石まで測る。一里十五町十二間五尺

後手坂部ほか五人は二月廿七日より荒網代越の峠目印より始め、津井浦海辺に至る十一丁四十一間、それより逆測、夏井浦・同字大地浦・古江浦(長田浦のこと?)・

福泊浦と蒲戸浦入り会唐人波石にて後手と合測、一里十七町二十六間四尺、昼休み福泊浦小屋掛

両手共八ツ前、津井浦着、止宿は一向宗西派真宗寺、

宮野内浦庄屋三右衛門・代津(後?)浦同萬右衛門・古江浦同儀兵衛・笹良目浦同武右衛門・晞干浦同彌太郎・浅海井浦同又右衛門、高松浦同平兵衛来る、夜測量す。

同四日 晴天

先手六ツ前、後手六ツ後、津井浦出立、後手我ら五人は津井浦より始め、浅海井浦村・浪太・晞干浦・古江浦字風無浦・浅井瀬井崎まで測る。一里二十町五間、同古江浦止宿まで五十町五十四間二尺、後手狩生浦持ち彦島一周を測る。二十一町四十六間一尺

先手坂部ほか四人は大入島を測る。久保浦字白浜目印より始める、日向泊浦字夷浦・二五浦・高杉(松?)

浦・唐船波石・字竜ヶ鼻まで測る。白浜目印より高松浦止宿前を経て竜ヶ鼻まで九町三十四間三尺、合せて白浜目印より竜ヶ鼻まで一里二十九町五十七間三尺、内三十

九間を除く、先手は九ツ半後に、後手は八ツ前大入島高松浦へ着く、本陣禪宗濟家大休庵、脇宿は百姓十兵衛方、夜また測量す。

大入島浦々庄屋来る、塩内浦より右衛門・森(守?)後浦・日向泊浦六左衛門・片神浦孫兵衛・久保浦七兵衛・石間浦儀兵衛・荒網代浦与兵衛・高松浦共八ヶ浦なり。

また海崎村大庄屋江藤林左衛門・下野村同染矢孝右衛門・狩生村同彌左衛門・戸穴村同助右衛門等も来る。

同五日 晴天午後雨

先後手共六ツ頃大入島高松浦出立、永井ほか三人は、久保浦字白浜目印より始め、片神浦枝浦人家十軒、塩内浦字横網代人家二軒、荒網代浦を経て石間浦人家前にて手分けと合測、一里十九町十七間一尺、荒網代浦・塩内浦入り会持ち片白島遠測凡周長七町ばかり塩内浦持ち恵比須島は小島なり、荒網代浦持ち鹿島は凡周長四町と遠測、石間浦持ち唐土島も小島なり。遠測す。

下河辺ほか三人は、高松浦字立浜より始め、片神浦(本浦)人家前より久保浦、同上守後浦、竹ヶ島(遠測周長三町ばかり)を過ぎて、石間浦人家前にて手分けと合

測二里五町五十三間四尺、大入島周長五里十八町二十九間二尺

両手共八ツ後下江浦へ着く、我ら坂部兩人午前中高松浦にて地図を改め午後下江浦へ越す、止宿は庄屋儀兵衛方、別宿百姓三左衛門方

同六日 雨、

同所逗留、終日雨

同七日 雨、後曇

九ツ前より先後手共一同に出立、後手我ら五人、古江浦字風無浦・瀬井崎より始め、狩生村枝郷車・宮野内浦・内野浦字外間越えにて先手に合測、三十三町五間十二尺、測量始めより終いまで大雨着後止む

先手坂部ほか四人は、宮野内浦より始め、後手の繋ぎに宮印を残して山越え、海崎村枝郷中河原(人家五軒)まで測る、三町三十間、中河原より海辺を逆測、狩生村、同枝郷小福良人家六軒、同字アコ浦人家一軒、同字内間越え人家一軒、同字落網代人家一軒、同字外間越人家一軒、後手と合測、即ち狩生・内野浦境まで二十六町四十四間五尺、先後手共海辺測量、合せて一里二十三町五十間一尺、外に横切り三十三間

それより両手共乗船し、あと汐干に付き乗駕にて佐伯(毛利美濃守居城)城下に八ツ後に着く、浦支配浅澤弘右衛門、地方役代官天谷甚左衛門、惣庄屋吉野平左衛門、城下入口まで出迎え、着後も又来る、ほかに内町年寄伏見屋小兵衛・船頭町年寄米屋九兵衛、この度の測量用達町人塩飽屋彌兵衛・名古屋善右衛門・加島屋平兵衛、佐伯領津久見より日々附添い、測量案内ほか止宿手配をなす。佐伯城下本町止宿先宮崎儀右衛門方は藩主休憩所の由、脇宿は船頭町粟屋新左衛門方

同八日 曇夜雨

同所逗留測、六ツ後出立、我ら五人は、塩屋村枝郷中村字榊形より始め、同枝白坪村・字蟹田・松ヶ鼻番所・海崎村・下野村・坂之浦字脇之田・海崎村枝郷百枝にて手分けと合測、一里十八町十三間二尺、また中村字榊形より始め、中町・横町・中島町・大屋町・広小路丸広目印まで測る、四町四十一間

青木ほか三人は、海崎村枝郷中河原より始め、代後浦・笹良目浦・戸穴村・海崎村字山口・枝郷百枝にて手分けと合測、三十五町二十一間三尺、また、白坪村字蟹田より始め、新開通り榊形まで測る、十町八間四尺、両

手共九ツ前に帰宿、郡方・町方兼役袋野孫左衛門・同齋藤勘左衛門来る。佐伯侯より御贈物、我らへ半切紙二十束、坂部十五束、下河辺・青木・永井へ十束ずつ、内弟子三人長持宰領七束ずつ、共侍一人棹取二人へ五束ずつ、小者五人へ紙下さるなり。外に料理代給る。

同九日 曇

同所逗留測、六ツ後出立、手分け下河辺ほか五人は沖ノ方島一周を測る。字剣崎より始め、字揚船・字中須賀(塩浜なり)、女嶋村字日女島・字大方島一周を測る、一里十七町四十八間三尺、それより塩屋村持ち長島を測り字中江・字野岡浜(塩浜なり)一周を測る、一里十町十五間

我ら六人は、本町通り榎方(形?)より初め、本町・大手・西谷通り・船頭町・札辻通り・住吉社前・新屋敷・七居町丸広目印より七居町同印まで測る、市中分十四町二間二尺、内丸広目印より丸奥目印まで、川原六町三十三間二尺、榎形より丸奥目印まで、市中七町三十一間また丸広目印より始め、中芳島へ渡る。川幅二十六間、塩屋村持ち中の方島一周を測る、三十一町四十二間一尺

両手共九ツ前に帰宿、佐伯領大庄屋芦代(刈?)八郎兵

衛、明日測量の佐伯御預所津志河内村庄屋宇佐衛門、併せて柏江村同雅五郎・当領地松浦同長左衛門・羽出浦同幸八・大島浦同甚之丞・中浦組大庄屋丹賀浦初左衛門(苗字帯刀免許なり)ら来る。

この文は忠敬日記の内、文化七年二月二十五日津久見市の旧佐伯藩領から、佐伯市街までの抜粋ですが、よく読んでみると参考になることが記されています。一行は幕府の巡検使なみの待遇であったとされ、前日には藩の役人が必ず、宿舎に向いて御機嫌を伺い、その土地産の名品など献上しています。ところが、藩主からの贈り物は受け取っても、陪臣からは固辞して貰わなかったと云う。この点は高潔な人であったことの証明でしょう。彼は江戸出発に際して部下一同に借金・収賄・女遊びを禁じ、誓約書を取っていたと云う。三月二日四浦鳩浦の立法寺において、供侍成田某を不束なる儀があったとして「永の暇を遣わし…」解雇している。

これは現在の警察機構などとは想像も及ばぬ時代でもあり、よほどの失態があったのではという推測からか、彼の解雇の原因を収賄とか借金等ではなく、女関係の乱

れではなかったかと推測する人もあるようです。しかし、明記していないので、実態は分かりません。

私が今回、この文を寄稿しようと思うに至った事の一つは、本文の訳についてです。この日記は『九州ふるさと文獻刊行会』の発行で、責任編集者である原田種純と云う人は、大分県の中津の方だと認識していますが、この文を訳す編集者または写本した人は、県の海岸部を歩いてはいなかったと推測しています。

私は現在、近世古文書の研究会で勉強していますが、この日記の原本を写本する時思い違いがあったのか、その前の訳本に違いがあったのかは不明ですが、記述の文字に紛らわしい字が散見されます。中でも二月廿八日の項に、「鳩浦、二路ノ浦入会」とあるのがそれで、これはどう見ても落ノ浦の事で、くずし字の落の草冠を二と読み、洛を路として二路ノ浦としたとしか考えられませんが。また三月二日に落浦枝浦深良津浦・字鬼毛人家一軒とされていますが、これは現在の仁宅のことに間違いは無いようです。

文久三年の「豊後国海部郡落野浦村明細帳」にもこの地を鬼宅と記しているので、当時鬼宅と呼んでいたのか

も知れませんが、鬼毛ではないと思います。毛と言う字は宅とくずし字が酷似していますので、間違えたのかも知れません。

それから東部海岸の各所に出てくる、「波石」と云う字です。海岸の突出部などにある岩礁を、満潮時海面下に沈むものを、「瀬」または「はえ」と云うが、浮いている岩礁はほとんどが「はえ」か、「ばえ」とか云い、「何々ばえ」、「何ばえ」と呼ぶのが普通です。この文中に出てくる、波石と云う地を回ってみて、所の人に聞いても波石と呼ぶ所は見当たりません。そこでまた推測をたくましくして考えるに、波と云う字は変体仮名で書いた「は」を「波」と読み、「え」を「石」と解したのではなかるうかと思えます。忠敬は何処でも土地の人を案内に立て、前々からの地図があれば提出させていたので、間違った呼び名を書き付けることはなかったと思います。ただ「濬」という字は、JIS区点コード表にあります。また「糸や網をつけた漁具に使う石とある。味は、矢の先に糸や網をつけた漁具に使う石とある。

また、三月五日に大入島から下江浦へ越す、宿は庄屋儀兵衛方とありますが、前々日の三日に津井浦の真宗寺

へ古江浦庄屋儀兵衛が挨拶に出向いていることをみて
も、これは古江浦に間違いなく古を下と間違えたとしか
考えられません。解説本のこの行上段の注釈にも下江浦
としていますが括弧書きで大入島の内としてあり、正誤
表で佐伯市内が正しいとしているので都合二回下江浦と
なっています。

どこで間違いがあったかは、詳らかではありません
が、日記の原本は国の重要文化財に指定されていて、千
葉県佐原市の忠敬記念館に保管されているという。この
書、『九州ふるさと文庫刊行会』編の原本は学士院に保
管されている写本を忠実に写したと書いてあり、一字一
句丁寧に模写したとあるのでその前の段階で違いがあつ
たのかも知れませんが、翻訳する前後に海岸部を回つて
いけば気が付いたかも知れません。原本が違っているな
ら注釈に書入れがある筈と考えています。

文中()の中に入れたものは編者の注釈であり、私
の訂正加筆したものは？印を入れています。本文上段の
注釈は当誌の紙面の都合で割愛しています。

機会があれば、佐伯市内から県境まで調べてみたいと
思っています。

地名のルーツ

◆三国峠

三重町から国道326号線をたどっていくと、
内山観音を過ぎて道が上り坂になる。サクラで有
名な三国峠であり、西南の役の古戦場として知ら
れている。峠から下れば本匠村檜峰を経て宇目町
である。

三国峠という名はどこから出たのであろうか。
それを知るためには、本来の三国峠はどこにあつ
たかを知らねばならない。現在の三国峠は自動車
が通れるように付け替えられているもので、もと
もとの三国峠は、いまの峠から少し南、標高六六
四の三角点のあるピークの南側にあつた。

そして現在でも、ここが三重町と宇目町と本匠
村の三町村の境界が接して一点に集まっていると
ころである。江戸時代には、ここが白杵領・岡
領・佐伯領の接するところ、つまり三国の境だつ
たのだ。

同じようなケースが中津江村の三国山にもいえ
る。ここは大分・福岡・熊本の三県境が集まると
ころ。つまり豊後・筑後・肥後の三国にまたがる
山なのである。〔大分の地名〕・大分合同新聞